

平成 29 年度 社会課題解決プロジェクト

平成 29 年度共同募金(平成 30 年度助成事業) 【テーマ募金】参加団体募集要項

1 目的

山梨県共同募金会(以下「本会」という。)は、社会課題の解決に向けて取り組んでいる施設、団体、NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会及びテーマ募金実施委員会等や地域の福祉課題に取り組む団体等(以下「団体等」という。)が、共同募金運動期間の後半3ヶ月間(1月1日～3月31日)において、自らが行う活動の趣旨を広く住民に啓発し、住民の理解と共感に基づく募金活動を展開することにより、団体等の活動に必要な資金を募集し、住民が支える社会課題の解決や地域福祉活動の推進を図ることを目指します。

2 助成対象団体

(1) 本事業の対象となる活動分野は、次のいずれかに該当し、社会課題の解決や地域の福祉課題に取り組もうとする団体等で、次の活動をしている団体等を対象とします。

- ① 子育て支援及び児童健全育成に関する活動
- ② 高齢者の生活支援及び社会参加に関する活動
- ③ 障害者の生活支援及び社会参加に関する活動
- ④ 地域から孤立をなくす活動
- ⑤ 生活困窮者への支援活動
- ⑥ 自殺予防活動
- ⑦ 難病者への支援活動
- ⑧ 安全・安心のまちづくり支援活動
- ⑨ その他 社会課題を解決するための活動

(2) 対象団体等は、募金目標額30万円以上を設定して募金活動に取り組むものとします。

3 募集内容

(1) 募集期間

平成 29 年 4 月 21 日(金)～平成 29 年 6 月 19 日(月)

本テーマ募金の参加希望団体は、別紙様式による「テーマ募金参加申込書」(様式 A1)を、本会に提出してください。

(2) 募集団体数 10 団体

4 共同募金運動期間

本事業の共同募金運動期間(以下「運動期間」という。)は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとします。

5 助成対象期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとします。

6 助成対象経費

2の活動を行う事業費(事業実施に直接要する経費)のみとし、管理経費については、対象としない。

7 募金活動・助成金

(1) 募金活動

募金は、寄付者が参加団体専用の郵便振込用紙(以下、「郵便振込用紙」という。)により行い、募金は、本会口座に入金されます。

各参加団体は、自らの活動の必要性を訴えながら、その活動に必要な資金を主体的に調達するための募金活動を行います。(目的募金)

(2) 助成金

参加団体が、平成 30 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの運動期間に募った募金額の全額を助成します。(募金目標額を超えた場合もすべて団体に配分いたしますが、同等額を本会へ一般募金として募金を行っていただきます。)

8 募金額・助成額の確定

(1) 参加団体における寄付者名簿の作成

本会は、郵便振込用紙(「郵便払込取扱票」)の写をメール等で 1 週間程度まとめて送付します。各参加団体は、この郵便振込用紙の写に基づき、寄付者名簿を作成し本会へ提出します。

(2) 領収書の発行

専用の郵便振替用紙(「郵便払込取扱票」)の「振替払込請求書兼受領書」をもって本会の領収書に代えさせていただきます。

共同募金会への寄付金に対する税制上の優遇措置を申告する寄付者につきましては、申し出により、本会の領収書を発行します。

(3) 寄付者名簿に基づく募金額の報告

参加団体は、3月31日付けの寄付金 入金をもって締め切った寄付者名簿を添付した「募金集計報告書(様式 A2、様式 A2-2)」を本会あて提出します。

(4) 募金額の確定

参加団体からの「募金集計報告書」に基づき、本会において各参加団体の募金額を確定します。

(5) 運動期間終了後の募金と取扱い

運動期間外に入金された募金は、本会の一般募金としての取り扱いをします。

(6) 助成額の決定

募金額の確定後、平成 30 年 7 月後半に開催される配分委員会、理事会・評議員会に諮り、各助成団体への助成額を決定します。

募金目標額を超えた場合もすべて団体に配分いたしますが、同等額を本会へ一般募金として募金を行っていただきます。

(7) 事務費

当面の間事務手数料はかかりません。(ただし、配分委員会等の会議で見直しを図る場合があります。)

9 本会の支援

- ① 郵便振替用紙(「払込取扱票」)付チラシの作成・印刷費について1団体あたり3000枚を限度として配布します。(団体数により増減する場合があります。)
 - チラシ作成にあたっては、山梨県共同募金会が基本フォーマットを作成。
 - 参加団体は、本会が指定する印刷範囲内で記載内容デザイン、レイアウトを決定。
 - 本会が指定する印刷会社と順次、入稿、校正、校了等の連絡調整(11~12月)
 - 3000枚を超える枚数が必要な団体は追加作成の費用を団体側で負担
- ② 山梨県版クリアファイルを1団体あたり2000枚(上限)として配布いたします。(団体数により増減する場合があります。)
- ③ 参加団体の情報は、本会ホームページ、SNS等で公表します。
- ④ 募金活動の運動資材を貸与します。

10 助成金の返還

本要項に違反したとき及び次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、助成決定を取消し、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- ① 助成金を指定事業に使用しないもの
- ② 指定事業の遂行が困難になったとき
- ③ 指定事業を中止したとき
- ④ 助成金に剰余が生じたとき

この助成金は、単年度事業への助成を原則としているため、剰余が生じる場合はその同等額を本会の一般募金へ募金して頂きます。

11 助成事業の変更

助成を受けた団体が、平成30年度助成事業の事業内容等を変更する場合には、助成事業変更申請書(様式A3)を本会に提出するものとします。

12 助成事業の実施報告

助成を受けた団体は、平成 30 年度事業終了後、1ヶ月以内に「助成事業完了報告書(様式 A6)」を本会に提出するものとします。

13 助成事業の広報

助成を受けた団体が、助成を受けた事業を実施する際には、「赤い羽根共同募金」の助成金によるものであることを明示しなければなりません。

14 本事業への参加申込から助成事業完了までの流れ

(1) 本事業への参加申込書の提出

募集期間:平成 29 年 4 月 21 日(金)～ 同年 6 月 19 日(月)

参加を希望する団体(以下「参加希望団体」という。)は、「参加申込書(様式 A1)」を山梨県共同募金会に提出してください。

(2) 参加申込内容の審査

平成 29 年 6 月下旬～7 月上旬予定

公開プレゼンテーションを行っていただきます。

(3) 参加申込内容決定通知

平成 29 年 8 月上旬予定

審査結果は、全ての参加希望団体に様式 B1 により通知します。

(4) 情報交換会

平成 29 年 10 月～11 月予定

本事業に参加が決定した団体(以下「参加決定団体」という。)が一堂に会し、本事業実施に向けて意見交換を行います。

(5) 運動期間

運動期間:平成 30 年 1 月 1 日(月)～平成 30 年 3 月 31 日(土)

参加決定団体は、1 月 1 日から募金活動を開始します。

募金活動に必要な資材を準備しますので有効に活用してください。

◇例:募金箱・チラシ・のぼり旗など

(6) 募金額の報告

締切:平成 30 年 4 月

参加決定団体は、運動期間終了後、3月31日付けで締め切った寄付者名簿を添付した「募金集計報告書(様式 A2、様式 A2-2)」を本会に提出してください。

(7) 助成事業変更申請書の提出

締切:平成 30 年 5 月中旬

募金実績額により、「助成事業変更申請書(様式 A3)」を本会に提出してください。

※提出された書類は、配分委員会、理事会・評議員会において、審査をします。

(8) 助成額の決定及び通知

決定通知:平成 30 年 7 月末

助成事業変更申請書を基に助成額を決定し、「助成事業決定通知書(様式 B2)」を各団体に通知します。

(9) 助成金の申請及び交付

交付申請手続:助成決定通知後助成額の決定通知を受けた団体は、「助成金交付申請書(様式 A4)」を本会に提出してください。提出後は速やかに「助成金交付通知書(様式 B3)」により助成金を交付します。

(10) 助成事業の変更

助成事業の実施内容等を変更する場合には、「助成事業変更申請書【助成事業の変更】(様式 A5)」を提出してください。

(11) 助成事業の完了報告

締切:助成事業完了後1ヶ月以内

助成事業が完了した場合には、助成期間終了後、1ヶ月以内に「助成事業完了報告書(様式 A6)」を提出してください。